

安城市市民参加条例（案）へのパブリックコメントによる意見募集結果

1 パブリックコメントの実施状況

- (1) 募集期間：平成22年12月6日（月）～平成23年1月5日（水）
- (2) 意見の応募者数：52人（うち住所・氏名記入者19人）
- (3) 提出方法の内訳：

	持参	郵送	ファックス	Eメール	ホームページ	計
全体人数	0	0	1	35	16	52
うち氏名等記入者	0	0	0	15	4	19

2 意見の概要と市の考え方

該当の条文	意見	市の考え方
第2条（定義） （1）市民の定義について (46人)	市民の定義に国籍条項が欠けている。外国人が市政に参加できる規定を設けるのはおかしい。	地域社会が抱えるさまざまな課題の解決には、行政だけでなく市民の力が不可欠です。市の施策の企画立案などに、安城市に関係する幅広い人々から意見を伺うことが必要であるとの考え方から、「市民」とは、安城市自治基本条例と同様に、「住民」（市内に住所を有する人で、外国人市民や法人も含みます。）のほか、市内の事業所に勤務している人や市内の学校に通学している人、市内で市民活動や事業活動などを行っている個人や団体、としています。
第2条（定義）、第3条 （1）市民の定義について (4人)	市民の範囲が、住所を有さない人や外国人まで含まれ広範囲である。居住者と非居住者と同列に扱うのは、住民軽視である。住民の権利を生かせるように、市民の範囲は住所を有する者に限定すべき。	

第2条（定義） （3）市民参加の定義について （1人）	直接民主主義の導入です。この条例のもっとも意味のある部分なので、その告知をしなければいけない。	この条例が有効に活用されるよう目的及び内容について、十分市民に周知していきます。
第11条（市民政策提案手続）について （1人）	地方自治法第74条の条例制定請求の規定の総数の50分の1以上の者の連署とあるのに対し、10人以上の連署となっており、矛盾している。	市民政策提案手続の対象事項は、市長その他の執行機関が行う、当条例第6条第1項の各号に規定する対象事項に該当するものであって、かつ、同条第2項に該当しないものに限っていますが、より多くの市民の方から政策提案をいただきたいため、10人以上としています。
第13条（推進評価会議の設置）について （1人）	委員会などの公募委員の任命については、市長の任命、議会の承認が必要ではないか。あるいは、無差別抽出した該当者のみに応募資格の方がより好ましい。	推進評価会議は、公募市民と学識経験者等からなる15人以内で組織します。委員の選定にあたっては、附属機関の設置目的に相応しい構成となるよう留意します。
その他 （6人）	自治基本条例があるので、新に市民参加条例は必要ない。	この条例は、安城市自治基本条例の委任事項「市民参加の権利を保障するため、適切かつ効果的と認められる市民参加の手法を用意する」に基づき定めています。

3 提出された意見に対する結果の公表

安城市市民参加条例（案）について、多くの意見をいただきましたが、提出された意見により修正した事項はありませんでした。